

岡山市連合婦人会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 女性団体の育成と女性の社会活動推進を図るため、予算の範囲内において岡山市連合婦人会補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、岡山市連合婦人会が実施する事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 調査・研修活動
- (2) 奉仕活動
- (3) その他団体の運営に必要な活動

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、岡山市連合婦人会とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助事業に要する経費のうち、岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定めた額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第4号の書類の添付は要しないものとする。

(着手届及び完了届の免除)

第7条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(補助金等の完了前交付)

第8条 規則第19条第1項ただし書の規定により、同条第2項に定める補助金等交付請求書の提出があった場合であって、教育委員会が事業を実施するに当たり必要と認めるときには、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月8日から施行する。